

特別養護老人ホーム松美苑 料 金 表

〔併設型ユニット型(予防)短期入所生活介護〕

1. 介護給付サービスによる料金(重要事項説明書5-(1))

〔短期入所生活介護〕

介護保険給付対象サービス (自己負担額)

(1日:円)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 併設型ユニット型短期入所生活介護費	704	772	847	918	987
2. 看護体制加算Ⅰ	4				
3. 看護体制加算Ⅱ	8				
4. 夜勤職員配置加算Ⅳ	20				
5. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18				
6. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険サービス費の合計の 14.0%				

注) 看護体制加算Ⅰ、Ⅱは、看護職員の配置人数によって加算されない場合があります。

注) 但し、支給限度額を超えて在宅サービスをご利用された場合は上記の限りではありません。

〔介護予防短期入所生活介護〕

介護保険給付対象サービス (自己負担額)

(1日:円)

区 分	要支援1	要支援2
1. 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	529	656
2. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	
3. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険サービス費の合計の 14.0%	

注) 但し、支給限度額を超えて在宅サービスをご利用された場合は上記の限りではありません。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス(重要事項説明書5-(3))

(1日:円)

1. 食事に係る自己負担額	食費内訳:朝食 295、昼食 650、夕食 500	
負担限度額認定 第1段階	300	
負担限度額認定 第2段階	600	
負担限度額認定 第3段階①	1,000	
負担限度額認定 第3段階②	1,300	
負担限度額認定 第4段階	1,445	
2. 滞在に係る自己負担額	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
負担限度額認定 第1段階	860	550
負担限度額認定 第2段階	860	550
負担限度額認定 第3段階①	1,370	1,370
負担限度額認定 第3段階②	1,370	1,370
負担限度額認定 第4段階	2,066	1,728

○重要事項説明書「5-(3)」に定めたとおり、個人の希望により特別に用意する食事、外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて負担額を変更します。

2. その他の介護給付サービス加算(重要事項説明書5-(2))

(1日：円)

加 算	介護給付額 100%	内自己負担額 10%
医療連携強化加算	580	58
送迎加算	1,840/回	184/回
緊急短期入所受入加算	900	90
療養食加算	80	8

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス(重要事項説明書5-(3))

① 特別な食事の提供に要する費用

利用料金 : 要した費用の実費

② 理髪・美容

利用料金 : 理髪 1,100 円
理髪 + 顔剃り 1,300 円

③ レクリエーション・クラブ活動・行事等に必要となる諸費用

利用料金 : 材料代等の実費がかかる場合があります。

④ 日常生活上必要となる諸費用

利用料金 : 要した費用の実費

⑤ その他

テレビ電気料金 : 1日 50 円

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【加算の説明】

① 夜勤職員配置加算（Ⅳ）

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っており、夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合算定します。

② 送迎加算

送迎サービスを行った場合算定します。

③ 緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合算定します。（7日間が限度【介護者の疾病等止む得ない場合14日算定可】）（介護予防は除く）

④ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置した場合算定します。

⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1月あたりのサービス利用料金合計（加算を含む）の1,000分の140に相当する額を加算として算定します。